

## 県民の健康を守るプロジェクト事業（動画制作及び放送）業務委託仕様書

## 1 業務の目的

コロナ禍で運動・スポーツをする機会が減少している中、室内外で効果的な運動やストレッチの紹介動画を制作・活用し、すべての世代で運動習慣を継続・定着させることにより、県民の心身の健康を守るため、子どもから高齢者まで世代に応じた運動やストレッチの動画を制作し放送します。

## 2 委託期間

契約締結日から令和3年10月29日（金）まで

## 3 委託内容

## (1) プランニング、構成、シナリオ等

受託者は、採用された企画案に基づき、三重県と協議したうえで、構成及びシナリオを作成する。

## (2) 制作する動画の概要

- ① コロナ禍の中、スポーツの素晴らしさを実感し元気を取り戻すとともに、運動不足を解消し運動・スポーツを日常生活に組み入れるため、家族や友達、職場など、みんなで楽しみながら健康づくりに取り組めるよう室内外で効果的な運動・ストレッチの動画の撮影、編集を行う。

なお、対象は、子ども、女性、ビジネスパーソン世代、高齢者、障がい者等々であるが、各々の日常生活や生活リズム、健康状態等に応じて、自分のニーズに合った動画を選択できるよう3種類以上動画を制作すること。

<動画の内容例>

- ・子どもと一緒に遊びを取り入れたレクリエーションやストレッチの紹介
- ・在宅勤務の休憩中や何気ない日常の中でできるすき間・ながら運動・ストレッチの紹介
- ・肩こり・腰痛・介護予防につながる運動・ストレッチの紹介
- ・障がいの有無や年齢にかかわらず、コロナ禍でも楽しめるグランドゴルフ・カローリング等ニュースポーツの紹介

- ② 三重県が手配する出演者（三重とこわか国体・とこわか大会出場予定選手や地元トップチーム及び地域スポーツ関係団体等）を起用するとともに、上記①に記載した運動等の効果が認められることを監修した上で、動画を制作する。また提案者は、三重県が手配した出演者の起用以外に、県民に運動習慣を定着させ継続できる動画内容（構成、演出、音響、イラスト素材等）を提案すること。
- ③ 上記①の動画のPR版を制作すること。
- ④ 動画を県内に広く周知するため、5分間程度の放送枠内で効果的なテレビ放送（地上デジタル放送）を提案し放送すること。（パブリシティは除く）

（一例）・1種類の動画を放送し、他の動画は告知する内容で番組を制作し放送する。

・15秒程度のPR版（CM）を制作し、複数回放送する。

動画の放送時間帯は夕方(17時～19時)を想定し、放送時期については三重県と協議すること。

⑤ その他、契約額の範囲内で、本事業の目的の達成につながる魅力的な追加提案があれば記載すること。

(3) 再生時間・動画数

① 再生時間：1動画 3分～5分程度、動画数：3種類以上

② PR版再生時間：15秒～2分程度、動画数：1種類

(4) 音響・イラスト素材

BGM等用の音楽素材・イラストの使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

(5) 聴覚障がい者に対する情報保障

映像の中に、文字情報（ふりがな付き）を取り入れるなど、聴覚障がい者も動画を利用できるようなものにする。

(6) オーサリング

動画メニューの画面を作成し、動画を選択できるようにすること（背景に工夫を凝らすこと。）

(7) その他

① 動画制作にあたっては、新規撮影を原則とすること。

② 画角は、16：9、画質のクオリティはハイビジョンとする。

③ 制作する動画は、ウェブページやYoutube、Facebook、Instagramの動画共有サービスで再生可能なサイズ及びファイル形式（mp4等）にすること。

④ 撮影のために許可申請等が必要となる場合は、原則、受託者が手続きを行うこと。

⑤ 動画制作にかかる企画、構成、撮影、編集、制作、運営、報告等一切の経費（交通費、食費、宿泊にかかる経費等）は、全て契約金額に含むこと。

⑥ 新型コロナウイルス感染防止のため、手指の消毒、スタッフの体調管理等の感染防止策を講じる。

## 4 納品

(1) 納品期限

令和3年9月15日（水） 17時 （下記（2）①②）

令和3年10月29日（金） （下記（2）③④）

(2) 納品物

① 原盤DVD 2枚

② DVD-R（ホームページ掲載用） 1枚

③ プロフェッショナルディスク（テレビ放映用） 1枚

※制作した映像をテレビで放映するためのHD映像を収録すること。

④ 業務完了報告書 1部

## 5 著作権の取扱い等

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県への成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作権人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (2) 動画制作に使用した素材及び出演者に関する著作権者は、三重県とする。ただし、第三者から提供を受けた映像等については、この限りではない。
- (3) 出演者及び第三者の著作権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。（三重県から依頼した出演者の出演経費は除く）
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (5) 本業務で作製する成果物は、複製し、不特定多数の視聴者に向けて、ホームページやテレビ等での放映及び企業や各地域でのイベント等での活用するため、3年間自由に使用できるものとする。（ただし、三重県から依頼した出演者の動画については、出演者との協議の結果、変更する場合がある。）
- (6) 動画の出演者の肖像、音声、氏名、略歴等については、本契約終了後も三重県は、無償で使用するものとする。成果物に係る出演者のパブリシティ権（肖像権）は、無償で三重県に帰属するものとする。